

●香川県警察本部告示第4号

平成18年香川県警察本部告示第8号（口頭により開示請求できる個人情報）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

香川県警察本部長 岡 部 正 勝

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
略				略			
香川県警察任期付職員登録試験	略			香川県警察任期付職員登録試験	略		
警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習の修了考査	略			警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習の修了考査	略		
略				略			
				香川県警察臨時職員登録試験	総合順位	最終合格発表の日から1月間	香川県警察本部警務部人事課